

### 様式第三

## 認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成18年8月25日

2. 認定事業者名 株式会社豊和銀行

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

当行では、健全な財務体質を構築し地域経済発展へ貢献するため、株式会社西日本シティ銀行を引受先とする第三者割当増資 3,000 百万円及び大分県を中心とする地域への第三者割当増資 6,000 百万円を実施する。当該増資により強化された財務基盤をもとに、円滑かつ安定的な資金供給により地域経済の発展に寄与し、さらに上質な金融サービスの提供を充実させることで、地域金融機関としての公共的・社会的使命を果たす。

加えて、エリア店舗制の導入により店舗の機能を区分し、中小企業・個人事業者及び個人各層への最適な商品・サービスを提供できる体制を整備する。これにより効率的かつ戦略的営業体制を構築し収益力強化を図る。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成21年3月期に平成18年3月期との比較において、自己資本当期利益率が138.60%ポイント改善すると見込んでいる。

4. 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

① 中核的事業

地元中小企業、特に小規模企業・個人事業主、及び個人との取引

② 選定理由

当行はこれからも地域金融機関として、主たる営業基盤である大分県内に経営資源を集中し、地元の中小企業、特に小規模企業・個人事業主、及び個人に特化し、円滑な資金供給を行うとともに、高品質で利便性の高い商品・サービスの提供を通じて地域経済の発展に貢献することが最大の使命と認識している。

(2) 事業再構築を行う場所

株式会社豊和銀行：大分市王子中町4番10号

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容  
別表のとおり

(4) 事業再構築の開始時期及び終了時期

事業再構築の開始時期：平成18年9月

事業再構築の終了時期：平成21年3月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数

平成18年3月末実績 735人

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数

平成21年3月末計画 630人

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数

平成21年3月末計画 630人

(4) (3)中、新規採用される従業員数 111人

(5) 事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数  
予定なし

別表

事業再構築の措置の内容

| 措置事項                                   | 実施する措置の内容及びその実施する時期   | 期待する支援措置   |
|--|---|--|
| 事業の構造の変更                               |   |  |
| <p>資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p> | <p>1. 当行では、健全な財務体質を構築し地域経済発展へ貢献するため、株式会社西日本シティ銀行を引受先とする第三者割当増資3,000百万円および大分県を中心とする地域への第三者割当増資6,000百万円を実施する。</p> <p>2. 増資により調達した資金は、当行の財務基盤を強固なものにするため活用する。これにより「産学官・企業連携による地元中小企業の育成・支援」「経営革新に取り組む企業への支援」「新しい技術やビジネスモデルに挑戦する中小企業の発掘・育成・再生」に積極的に取り組むなど、地元中小企業・個人事業主、個人のお客さまへの一層円滑な資金供給を通じて、地域経済の発展に貢献していく。</p> <p>また、収益力強化のため効率的かつ効果的な営業体制を構築するほか、より一層の資産の健全化等に努めていく。</p> <p>① 第三者割当による優先株式の発行により資本金が増加する会社の名称<br/>           名称：株式会社 豊和銀行<br/>           住所：大分市王子中町4番10号<br/>           取締役頭取：水田 敬明</p> <p>② 増加する資本金の額<br/>           4,500百万円</p> <p>③ 増加後の資本金<br/>           7,995百万円</p> | <p>租税特別措置法第80条<br/>           認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減</p> |

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 事業革新       |   |  |
| 第2条第2項第2号ハ | <p>「商品の販売若しくは役務の提供の著しい効率化」</p> <p>限られた経営資源を最大限活用し、販売チャネルの拡充と資金ニーズへのスピーディーな対応など顧客サービスの向上に努めるとともに、効率的かつ効果的な営業体制を構築していく。</p> <p>①営業体制の再構築</p> <p>これまで当行では地区毎に営業担当者を配置し、全顧客を対象とする営業体制としていたが、顧客別・業務別に担当者を再配置し、顧客ニーズに応じた高品質で利便性の高い商品・サービスの提供を行っていく。</p> <p>②店舗機能の差別化</p> <p>当行の店舗は、一律に全業務を取り扱ってきたが、店質や立地条件に応じて、審査・営業機能を集約した「フルバンキング型店舗（母店）」と「窓口業務特化型店舗（衛星店）」に区分する。これにより、上記①とともに効率的かつ効果的な営業体制の確立を図る。</p> <p>③店舗の統廃合</p> <p>上記の施策を実施し効率的かつ効果的な営業体制の確立を図るとともに、店舗毎に収益性・成長性を再検討したうえで、店舗の統廃合を行い8カ店を閉鎖する。</p> <p>④ビジネスチャネルの拡大</p> <p>営業店舗数の減少をカバーし、営業店へのサポート体制を充実させることを目的に、新たなビジネスチャネルとして「住宅ローンセンター」「ビジネスローンセンター」「テレバンクセンター」を設置し、夜間・休日の営業や電話による受付などのお客様との接点をより強固にし、円滑な資金供給に努めていく。</p> <p>⑤コーポレートガバナンスの強化</p> <p>業務執行に対する監査・監督機能を強化し、本事業再構築計画を円滑かつ着実に履行していく。そのための方策として、取締役への業務執行職委嘱を廃止し、業務の執行と監督機能を明確に分離し</p> |  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>た。加えて、社外取締役の招聘により、取締役会および業務執行部門への牽制・監督機能の強化を図っていく。また、社外の常勤監査役を選定し、監査役会の機能強化を図るとともに、取締役会における牽制機能の充実を目指す。さらに社外の有識者で構成される「経営評価委員会」を設置し、経営方針全般および業務執行状況について客観的な評価を受けることにより、ガバナンスの強化に努めていく。</p> <p>(数値基準)</p> <p>具体的な数値基準として、平成21年3月期に平成18年3月期との比較において、業務粗利益1円当たりの経費を9.06%低減させる。</p> |  |
|--|--|--|